

(参考) 混雑管理に資する対応を促進する動き

資源エネルギー庁 令和2年12月18日
第8回持続可能な電力システム
構築小委員会 資料1-2

論点1 - ②. 目標の設定、目標達成の評価方法及びインセンティブの付与方法

②混雑管理に資する対応 - 再エネ導入拡大

第4回料金制度専門会合
(2020.11.30) 資料6

- 混雑管理に資する対応については、以下のような目標とインセンティブを設定してはどうか。

目標

- 国や広域機関において検討されている混雑管理（ノンファーム型接続や再給電方式、その他混雑管理手法）を実現する計画を一般送配電事業者が設定し、それを達成すること

※計画は、今後の国や広域機関における議論を踏まえて設定することとし、具体的には導入に向けた「システム開発」や「市場運用、システム運用」等を想定。

評価方法
(留意点)

- 取組目標の達成状況を、各社毎に評価する。
(事業者の説明により、合理的な判断や外生要因による計画変更及び目標の未達成があったと判断される場合には、評価において考慮する。)

インセンティブ
の付与方法
【パターン②】

- 目標の達成により、中長期的な社会的便益を見込むものであり、計画の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブを付与してはどうか。また、未達成の場合はその原因と改善策をあわせて公表することとしてはどうか。

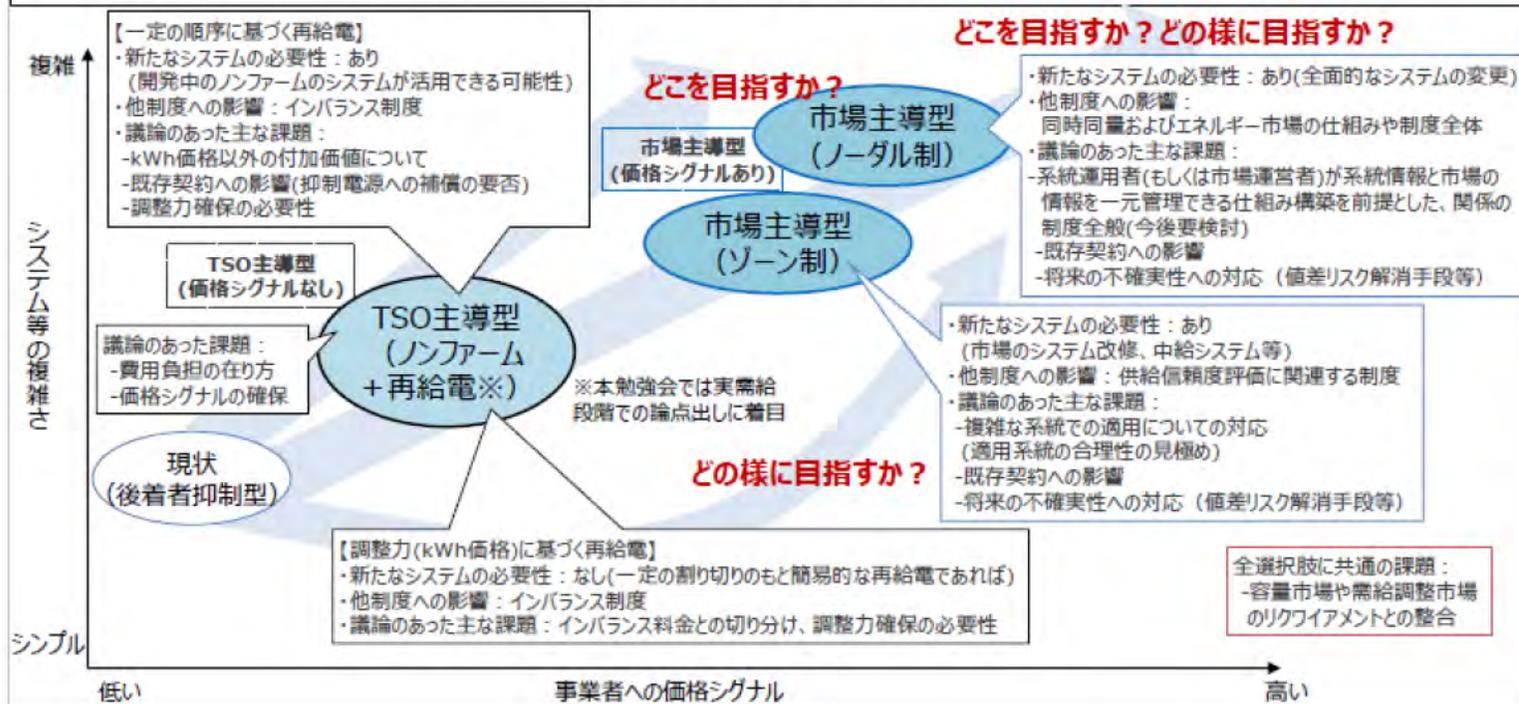
(参考) ②混雑管理に資する対応－再エネ導入拡大

第3回 広域連系システムのマスタープラン
 及び系統利用ルールの在り方等に関する
 検討委員会(2020.10.22)資料2

2. 地内系統の混雑管理に関する勉強会(中間報告)

(3) これまでの議論状況のまとめ－各混雑管理方式の課題と主な論点 将来の選択肢と道筋

- 将来の社会コスト最小化に向けて、メリットオーダーを目指すという方向性については、勉強会においても共通認識であり、選択肢として示した各混雑管理方式とも一定のメリットオーダーが実現できることも確認された。
- 各混雑管理方式は、それぞれ軽重の差があるものの国も含めた検討・議論が必要となることも明らかになった。こうした課題について示された選択肢の中からどのような手段を選ぶかは引き続き議論を深めていくことが必要である。
- 選択肢を考える場合に注意すべきポイントは、価格シグナルおよび(制度変更やシステム開発等に伴う)実現までの時間軸の差異である。これらを踏まえて複合的な道筋を考える。



(参考) 分散グリッド化を推進する取組

資源エネルギー庁 令和2年12月18日
第8回持続可能な電力システム
構築小委員会 資料1-2

第4回料金制度専門会合
(2020.11.30) 資料6

目標項目の設定 (次世代化)

- 次世代化については、一般送配電事業者が、送配電事業における課題の解決に向けた新たな取り組みを通じて、送配電NWの次世代化を図ることを促す観点から、具体的には以下のような目標を設定することについて前回ご議論いただいた。それを踏まえ、目標の設定、目標達成の評価方法及びインセンティブの付与方法について、今回ご議論いただきたい。

項目	目標のイメージ
①分散グリッド化の推進	<ul style="list-style-type: none">● 一般送配電事業者が供給安定性・レジリエンス向上、電力システムの効率化、再エネ等の分散電源の導入促進、地域サービスの向上等を目的とした配電事業等の分散グリッド化に向けた取組目標（例：実証実験、多様な電力供給モデルの構築、地域の要請に応じた新たなグリッド運営等）を自主的に設定し、その目標を達成すること● 配電事業者向けのシステム開放・情報開示等を整理する「分散システム導入プラン（仮称）」に基づき、適切な配電事業者との契約やシステム開放等の調整を行うこと
②スマートメーターの有効活用等	<ul style="list-style-type: none">● 国の審議会等における議論を踏まえ、次世代スマートメーターを導入する計画を策定すること

(参考) 分散グリッド化を推進する取組

資源エネルギー庁 令和2年12月18日
第8回持続可能な電力システム
構築小委員会 資料1-2

第4回料金制度専門会合
(2020.11.30) 資料6

論点1-②. 目標の設定、目標達成の評価方法及びインセンティブの付与方法

① 分散グリッド化の推進 – 次世代化

- 分散グリッド化の推進については、以下のような目標とインセンティブを設定してはどうか。

目標

- **一般送配電事業者が配電事業等の分散グリッド化に向けた取組目標を自主的に設定し、それを達成すること**

※取組目標は、今後の国における議論を踏まえて設定することとし、具体的には、「実証実験」、「多様な電力供給モデルの構築」、「地域の要請に応じた新たなグリッド運営」、「分散システム導入プラン（仮称）に基づくシステム対応」等を想定。

※取組目標の設定にあたっては、国の審議会における議論を踏まえ、一般送配電事業者が費用対効果の観点からコスト及びその効果を検証・精査した上で具体的な取組内容を決定する。

評価方法 (留意点)

- 取組目標の達成状況を、各社毎に評価する。
(事業者の説明により、合理的な判断や外生要因による計画変更及び目標の未達成があったと判断される場合には、評価において考慮する。)

インセンティブ の付与方法 【パターン②】

- 目標の達成により、中長期的な社会的便益を見込むものであり、取組の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブを付与してはどうか。また、未達成の場合はその原因と改善策をあわせて公表することとしてはどうか。

【論点⑩】一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム

(参考) I. 安定供給維持に係る業務
計画値同時同量ルールと需給運用・周波数維持における配電事業の役割

- 配電事業者が参入した場合、その配電事業エリアにおける一義的な電力量調整供給義務及び周波数維持義務は配電事業者にある。
- 他方、現時点の系統構成を前提とすれば、その配電事業エリアと、その周辺の一般送配電事業エリアとの間をつなぐ連系点には容量制約がないと考えられ、また、一般送配電事業者は配電事業エリアも含めた調整力を確保していると考えられる。このような場合には、一般送配電事業者が、配電事業エリアも含めて一体として電力量調整供給を行うこととしても、安定供給の観点から問題は生じないと考えられる。
- このため、配電事業者は、電力量調整供給及び周波数維持について、制度開始当初においては、①一般送配電事業者に委託することができ、また、②一般送配電事業者は、配電事業エリアを含めて一体とした需給調整を行うことができることとしてはどうか。さらに、③一般送配電事業者は、正当な理由がない限り、この協議に応じなければならないこととしてはどうか。

【論点⑩】一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム

**(参考) I. 安定供給維持に係る業務
計画値同時同量ルールと需給運用・周波数維持における配電事業の役割 (続き)**

- 他方、配電事業は許可制であり、配電事業者は、早期にこれらの技術的能力を備え、自らこれらの業務を担っていくことも重要。
- このような観点からは、連系点の容量制約を前提に、配電事業者が自ら、電力量調整供給や周波数維持を行う場合には、例えば、以下のような課題の整理が必要となる。
 - ・各BGが、配電事業エリア毎に別BGを形成し、管理することが必要となる。
 - ・JEPXが、配電事業エリア毎に「ビディングゾーン」を設定し、各市場参加者もこれに応じた応札を行うことが必要となる。
 - ・電力広域機関が配電事業者からの、調整力確保計画その他の受付・管理のためのシステム改修が必要となる。
- このため、本制度開始時点では、これらの業務は一般送配電事業者に委託することを基本としつつ、配電事業者が自ら、電力量調整供給や周波数維持を行う際の課題の整理（各種計画の提出や配電事業者の存在を前提としたシステム・市場設計等）を行っていくこととしてはどうか。

(参考) II. 料金精算等に係る業務
メータリングシステムの連携 (一送) - 計量値の流れ

第6回持続可能な電力システム構築小委員会 (2020.9.9) 資料2

- 一般送配電事業者は、需要家のメーターから30分電力量及び確定使用量を取得し、小売電気事業者等に提供している。配電事業者が参入する場合、配電事業者が、その事業区域について、この業務を行う必要がある。
- この際、配電事業者自らが、**30分電力量等を取得し小売電気事業者へ提供するシステムを構築し運用すること**や、**検針員を雇用し検針業務を行うこと**も考えられるが、配電事業エリアにおける小売電気事業者に対する障壁となる懸念や、一般送配電事業者によりメータリングシステムが全国大で構築されつつある点等、社会コストの観点への配慮も必要。
- このため、**①配電事業者は、検針、計量値データ管理業務を一般送配電事業者に委託することができ** (配電事業者自らが実施することも妨げられない)、**②一般送配電事業者は、正当な理由がない限り、この協議に応じなければならないこと**としてはどうか。
- なお、配電事業者が、自ら小売電気事業者等に30分電力量等を提供する場合、小売電気事業者等において、システム改修等が必要になる場合が想定される。このため、小売電気事業者等への影響に配慮する必要があるのではないかと (例えば、配電事業者自らがシステムを運用する場合でも、小売事業者へのデータ提供は一般送配電事業者経由とする形のシステムとすることなどが考えられる)。

